

2026年1月

学童保育 運営者様

愛知学童保育連絡協議会

会長 藤田 裕久

特定非営利活動法人学童保育指導員協会

代表理事 西村 美佳

学童保育指導員（「放課後児童支援員・補助員」以下同じ）の 「研修の機会確保（保障）」していますか？

（特非）学童保育指導員協会の行う「学童保育指導員研修」は、**年間4.5万円**の会費で1支援の単位の学童保育の学童保育指導員及び保護者全員が何科目でも受講できます。

特定非営利活動法人学童保育指導員協会がおこなう研修

- ①学童保育指導員研修_新任研修（主に経験3年以内の学童保育指導員）
※仕事のイロハを学ぶ研修です。
- ②学童保育指導員研修_基礎研修（主に経験3年～10年の学童保育指導員）
※「放課後児童支援員」認定資格研修をより詳しく学ぶ研修です。
- ③学童保育指導員研修_専門講座（主に経験5年以上の学童保育指導員）
※保育実践と専門性を結びつけた研修です。
- ④学童保育指導員研修_特別講座
※研修会員の方が参加できる特別講座です。

学童保育指導員の専門性と保育の向上をめざして、特定非営利活動法人学童保育指導員協会は発足し、年間を通じて研修を開催しています。

（詳細は<http://gakudouhoiku.org/>をご覧ください）



HP



市町村の条例の基になっている国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」の第8条は以下の通りで、愛知県内の全市町村はそのまま放課後児童健全育成事業（学童保育）条例にしています。

（放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

※ 放課後児童健全育成事業者＝学童保育運営者 ※職員＝学童保育指導員

学童保育指導員の研修参加を計画し予算化しましょう

国の補助金の中には研修費用が含まれています。学童保育指導員が1度も研修を受けない場合（受けた記録が無い場合と同じ）や、運営規程で研修の機会を定めている場合は、その回数の研修保障をしないと、補助金の返還対象になる可能性があります。

研修を保障するには、学童保育指導員が勤務として（交通費・参加費を含む）参加できる環境の確立（予算化を含む）が不可欠です。



全国学童保育連絡協議会がおこなう全国的な研修もあります

★ 全国各地に学童保育指導員として働く仲間がいることを
実感し・交流し、働き続ける励みにしましょう ★

① 全国学童保育指導員学校西日本滋賀会場

日時：2026年6月21日（日）9:30～16:00（予定）

開催：ピアザ淡海（滋賀県立県民交流センター）+Zoom

参加費：2,500円（+滋賀県までの交通費）

詳細は月刊誌「日本の学童ほいく」5月号（予定）

もしくは後日配布されるリーフレットをご覧ください。

② 全国学童保育研究集会in山形

日時：2026年10月31日（土）11月1日（日）

開催方法：31日やまぎん県民ホール・山形テルサ（山形県山形市）

+ネット配信

1日山形市内6カ所（山形県）+Zoom

参加費：4,000円（+山形市までの交通費と宿泊費）

詳細は月刊誌「日本の学童ほいく」7月号（予定）

もしくは後日配布されるリーフレットをご覧ください。

【お問い合わせは】

愛知学童保育連絡協議会

電話：052-872-1972

Email：aichigakudou@gakudou.biz